

共同入札の手続（不動産用）

1 共同入札とは

- (1) 一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することを共同入札といいます。
- (2) 公売物件が不動産（土地や建物など）である場合、共同入札をすることができます。
- (3) 共同入札される方の中から1人の代表者を決めてください。実際の公売参加申込手続や入札手続等については、当該代表者の KSI 官公庁オークションのログイン ID（以下「ログイン ID」といいます。）で行います。
- (4) 共同入札する場合は、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

2 手続に入る前に

- (1) 手続に入る前に KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドライン、新居浜市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でログイン ID の取得などを行い、KSI 官公庁オークション内の新居浜市インターネット公売の公売物件詳細画面より代表者のログイン ID で公売参加仮申込を行った後、手続を行ってください。
- (3) 公売保証金の納付方法及び金額は公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要となります。
- (4) 公売物件が農地を含む場合は、この「共同入札の手続（不動産用）」をご覧のうえ、あらかじめ新居浜市に手続について確かめてください。

3 必要書類の提出

- (1) 以下のア～エの書類を新居浜市に書留郵便（特定記録等）にて送付してください。

ア 公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書

・新居浜市ホームページから「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、記入例にしたがって太枠内を記入してください。

・記入した氏名、住所、電話番号、ログイン ID、メールアドレス、口座振替依頼先口座情報は、入札終了後の買受代金の納付または公売保証金の返還手続の完了まで変更できませんのでご注意ください。

・右下余白に必ず「共同入札」と記載してください。

イ 委任状（代表者以外の方全員から代表者に対する委任状）

- ・新居浜市ホームページから「委任状」をダウンロードし、委任者・受任者双方の氏名（名称）と住所を記入してください。

- ・委任者の印鑑を押印してください。

（例）3人で共同入札する場合、代表者以外の2人から代表者への委任状がそれぞれ1通必要です。したがってこの場合はあわせて2通の委任状を提出する必要があります。

ウ 共同入札者持分内訳書

- ・新居浜市ホームページから「共同入札者持分内訳書」をダウンロードし、共同入札者全員の氏名（名称）と住所及び各共同入札者の持分を記入してください。

- ・委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が、共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、公売物件を落札された場合でも所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。

エ 共同入札者全員の住所証明書

（個人の場合は住民票など、法人の場合は商業登記簿謄本など。）

※注意

原則として入札開始日の2開庁日前までに新居浜市が上記書類の提出を確認できない場合、入札をすることができません。

4 公売保証金の納付

（1）新居浜市は「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、「公売保証金返還請求書兼口座振替依頼書」に記入されている代表者のメールアドレスあてに電子メールを送信し、振込先口座などをご案内します。このメールは必ず新居浜市に受信情報が届くように開いてください。

（2）電子メールの案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください（公売物件によっては利用できない方法もあります。）。

※公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに新居浜市が確認できるように納付してください。新居浜市が納付を確認できない場合、入札することができません。

ア 銀行振込

- ・公売保証金を振り込んだ日から新居浜市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。

- ・振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

- ・類似の口座名にご注意ください。

イ 現金または銀行振出小切手の直接持参

- ・直接持参により公売保証金を納付する場合、現金もしくは銀行振出の

小切手（松山手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して5日を経過していないものに限る。）で新居浜市に納付してください。

・受付時間は、平日9時から15時までです。

5 入札の際の注意事項

- (1) 公売参加申込が完了した代表者のログインIDでのみ入札できます。参加申し込み状況、入札した価額などは、代表者のログインIDでログインした場合のみ閲覧できます。
- (2) KSI 官公庁オークションからの自動送信メールは、あらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに送信されます。

6 落札された場合の注意事項

- (1) 共同入札者が買受人（最高価申込者または売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、新居浜市はあらかじめログインIDで認証された代表者のメールアドレスのみに公売物件の売却区分番号や新居浜市の連絡先などを記載した電子メールを送信します。代表者はメールを受け取ったら、できるだけ早く新居浜市に電話で連絡してください。今後の手続についてご案内します。
- (2) 買受人となった場合、代金納付期限までに買受代金を納付してください。代金納付期限までに新居浜市買受代金の納付を確認できない場合、買受人はその物件を買い受けることができなくなり、公売保証金は没収されます。
- (3) 登録免許税相当額、買受代金の振込手数料、書類の郵送料など物件の買受のための費用は、すべて買受人の負担とあります。登録免許税相当額は代金納付期限までに納付してください。
- (4) 代金納付期限までに所有権移転登記請求書などの提出が必要になります。必要書類については別途「新居浜市インターネット公売ガイドライン」及び「『落札後の手続について（概要）』3 必要書類の提出」を参照のうえ提出してください。
- (5) 売却決定通知書は、それぞれの持ち分に応じて、共同入札者全員に交付します。なお、所有権移転登記の際に売却決定通知書の正本が必要な場合がありますので、新居浜市で売却決定通知書を預かることがあります。預かった売却決定通知書は登記完了後返還します。

7 公売保証金の返還

- (1) 落札者（最高価申込者）及び次順位買受申込者以外の方が納付した公売保証金は、入札終了後に返還します。

- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、買受代金納付期限までに落札者（最高価申込者）が代金を納付した場合などに返還します。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、納付した公売保証金は予定どおり実施（公売）された場合の入札期間終了後に返還します。
- (4) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した代表者名義の銀行口座へ新居浜市から振り込まれます。上記（1）から（3）の場合、返還まで入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (5) インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。返還まで公売中止後4週間程度かかることがあります。
- (6) 公売参加申込後、入札をしない場合にも、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (7) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。

8 書類送付先

〒792-8585

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所 総務部 収税課